

鳥取県公報

令和5年3月24日(金) 号外第26号

每週火 · 金曜日発行

		目	次	
\Diamond	教委規則	令和5年4月の組織改正に伴う関係都 (教育総務課)・・・・・・・・ 鳥取県立学校管理規則の一部を改正で 鳥取県立高等学校学則の一部を改正で 鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正で 鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正で 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に 博物館の登録に関する規則の一部を改	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · 2 · · · · · · · · · ·
\Diamond	教委訓令	教育委員会事務部局職員の任免発令規 (教育総務課)・・・・・・・・ 鳥取県教育委員会職員服務規程の一部 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · 16 · · · · · · · · · 25 · · · · · · · 26

教育委員会規則

令和5年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。 令和5年3月24日

> 鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第1号

令和5年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正) 第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正 する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。 改正前 (本庁及び本庁機関の分掌事務) (本庁及び本庁機関の分掌事務) 第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課 略 教育総務課 略 教育環境課 教育環境課 $(1)\sim(3)$ 略 $(1)\sim(3)$ 略 (4) 鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等 に関すること。 教育人材開発課~体育保健課 略 教育人材開発課~体育保健課 略 2 教育センター規則第2条の規定により教育セン|2 教育センター規則第2条の規定により教育セン ターにおいてつかさどることとされた事務は、次 ターにおいてつかさどることとされた事務は、次 のとおりである。 のとおりである。 $(1)\sim(3)$ 略 $(1)\sim(3)$ 略 (4) 学校教育における情報通信技術の活用に関 すること。 (5) 略 (4) 略 (6) 略 (5) 略 3 図書館及び博物館においては、次の事務をつか 3 図書館及び博物館においては、次の事務をつか さどる。 さどる。 図書館 略 図書館 略 博物館 博物館 (1) 博物館資料(博物館法(昭和26年法律第285 (1) 博物館資料(博物館法(昭和26年法律第285 号)第2条第4項に規定する博物館資料をい 号) 第2条第3項に規定する博物館資料をい う。以下同じ。)の収集、保管及び展示並びに調 う。以下同じ。)の収集、保管及び展示並びに調 査研究に関すること。 査研究に関すること。 $(2)\sim(7)$ 略 $(2)\sim(7)$ 略 第18条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例 第18条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例

属機関の庶務担当機関は、別表第2のとおりとす る。

2 略

第53号) 第2条第2項の規定により設置された附 第53号) 第2条第1項の規定により設置された附 属機関の庶務担当機関は、別表第2のとおりとす る。

2 略

別表第1(第3条関係)

略	
4 教育センター	- 総務課、教育企画研修 課、 <u>教育 D X 推進課</u>
略	

別表第2 (第18条関係)

附属機関	庶務担当機関	
略	_	
鳥取県立博物館協議	博物館	
会		
鳥取県美術資料収集	美術館整備局美術館整	
評価委員会	備課	
略		

別表第1(第3条関係)

略	
4 教育センター	総務課、教育企画研修 課、 G [*] I G ^A A スクール推 <u>進課</u>
略	

別表第2 (第18条関係)

庶務担当機関
博物館

(鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(所掌事務)

を行う。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 学校教育における情報通信技術の活用に関 するこ<u>と。</u>

(5) 略

<u>(6)</u> 略

(内部組織及び分掌事務)

第3条 教育センターに、総務課、教育企画研修課 及び教育 D X 推進課を置く。

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課・教育企画研修課 略

教育 D X 推進課

(所掌事務)

第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務 | 第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務 を行う。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 略

(5) 略

(内部組織及び分掌事務)

第3条 教育センターに、総務課、教育企画研修課 及びGTGAスクール推進課を置く。

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課・教育企画研修課 略

GIGAスクール推進課

GIGAスクール構想(学校において全ての 児童生徒が利用することができる通信端末機器 及び通信ネットワークを一体的に整備し、情報 通信技術の特性を生かすことにより、個々の児 童生徒の能力及び特性に応じて個別に最適化さ れた創造性を育む教育を実現させる構想をい (1) 教育デジタルトランスフォーメーション (デジタル技術の活用による教育の変革をい う。) の推進に関すること。

(2) 鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等 に関すること。

う。) の推進に関すること。

附則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休業日)	(休業日)
第7条 休業日は、次のとおりとする。	第7条 休業日は、次のとおりとする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 学年始休業日 4月1日から <u>4月8日</u> まで	(3) 学年始休業日 4月1日から <u>4月6日</u> まで
(4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長があらかじ	(4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長があらかじ
め教育長に届け出た日(総日数は第6号の規定に	め教育長に届け出た日(総日数は第6号の規定に
より届け出た体験的学習活動等休業日の日数を含	より届け出た体験的学習活動等休業日の日数を含
め <u>55日</u> 以内とする。)	め <u>57日</u> 以内とする。)
(5)~(7) 略	(5)~(7) 略
2~6 略	2~6 略

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第3号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(休業日)	(休業日)
第5条 休業日は、次のとおりとする。	第5条 休業日は、次のとおりとする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 学年始休業日 4月1日から4月8日まで	(3) 学年始休業日 4月1日から <u>4月6日</u> まで
(4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長が <u>定める</u> 日	(4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長が <u>定めた</u> 日
(総日数は、第6号の規定により定めた体験的学	(総日数は <u>57日</u> 以内とする。)
習活動等休業日の日数を含め、55日以内とする。)	
(5) 略	(5) 略
(6) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第	
29条第1項に規定する体験的学習活動等休業日	
校長が定める日	
<u>(7)</u> 略	<u>(6)</u> 略
2~4 略	2~4 略
5 校長は、教育上必要があると認めたときは、第1	5 校長は、教育上必要があると認めたときは、第1
項第1号から <u>第6号</u> までに掲げる休業日又は第2項	項第1号から <u>第5号</u> までに掲げる休業日又は第2項
若しくは前項の規定による休業日を臨時に変更する	若しくは前項の規定による休業日を臨時に変更する
ことができる。	ことができる。

鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前		
(休業日)	(休業日)		
第4条 休業日は、次のとおりとする。	第4条 休業日は、次のとおりとする。		
(1)・(2)略	(1)・(2) 略		
(3) 学年始休業日 4月1日から <u>4月8日</u> まで	(3) 学年始休業日 4月1日から <u>4月6日</u> まで		
(4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長が定める日	(4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長が定める日		
(総日数は、第6号の規定により定めた体験的学	(総日数は、 <u>57日</u> 以内とする。)		
習活動等休業日の日数を含め、55日以内とする。)			
(5) 略	(5) 略		
(6) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第			
29条第1項に規定する体験的学習活動等休業日			
校長が定める日			
<u>(7)</u> 略	<u>(6)</u> 略		
2 略	2 略		
3 校長は、教育上必要があると認めたときは、第1	3 校長は、教育上必要があると認めたときは、第1		
項第1号から <u>第6号</u> までに掲げる休業日又は前項の	項第1号から <u>第5号</u> までに掲げる休業日又は前項の		
休業日を変更することができる。	休業日を変更することができる。		

附則

鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月24日

> 鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則(平成20年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前 (定義) (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 教員 次に掲げる者をいう。 (1) 教員 次に掲げる者をいう。 ア 県立学校に勤務する教員(県立高等学校又は ア 県立学校に勤務する教員(県立高等学校又は 特別支援学校に勤務する教諭、助教諭、養護教 特別支援学校に勤務する教諭、助教諭、養護教 諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地 諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地 方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の 方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の 4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者 5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者 に限る。以下この号において同じ。)をいう。 に限る。以下この号において同じ。)をいう。 ただし、条件付採用期間中の者及び臨時的に任 ただし、条件付採用期間中の者及び臨時的に任 用された者を除く。) 用された者を除く。) イ 略 イ 略 $(2)\sim(4)$ 略 $(2)\sim(4)$ 略

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)による改正 前の地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び暫定再任用短時間勤務職員 (令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定 により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をい う。) は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める 職員とみなして改正後の鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の規定を適用する。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第6号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第1条 博物館の登録に関する規則(昭和27年鳥取県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後

(登録原簿)

項に規定する博物館登録原簿は、別記第1号様式に よる。

(登録申請書)

様式により、教育委員会に提出しなければならな V,

(登録申請書の添付書類)

第3条 法第12条第2項第3号に規定する教育委員会 の定める書類は、博物館資料の目録とする。

(登録の基準)

第4条 法第13条第1項第3号から第5号までに規定 する教育委員会の定める基準は、別表のとおりとす る。

(変更届)

第5条 法第15条第1項の規定による変更の届出は別|第3条 法第13条第1項の規定による登録事項等の変 記第3号様式により、教育委員会に提出しなければ ならない。

(教育委員会への定期報告)

第6条 法第16条の規定による運営の状況の報告は、 別記第4号様式により、事業年度の終了後速やか に、教育委員会に提出しなければならない。

(登録原簿)

第1条 博物館法(以下「法」という。)第14条第1┃第1条 博物館法(以下「法」という。)第10条の規 定に基き、鳥取県教育委員会(以下「教育委員会」 という。) に備える博物館登録原簿は、別記第1号 様式による。

改正前

(登録申請書)

第2条 法第12条第1項の登録申請書は、別記第2号 第2条 法第11条の規定による登録申請書は、公立博 物館にあっては別記第2号様式、私立博物館にあっ ては別記第3号様式により、教育委員会に提出しな ければならない。

(登録事項等の変更)

更については別記第4号様式により、教育委員会に 届け出なければならない。但し、博物館資料目録の 軽微な変更については、毎年9月及び3月の末日現 在により、それぞれ翌月10日までに届け出るものと する。

(博物館の廃止届)

届出は、別記第5号様式により、教育委員会に提出 しなければならない。

(公表)

- 第8条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その都 第5条 教育委員会は、次に掲げる事項については、 度インターネットその他の方法により当該各号に定 める事項があった旨を公表するものとする。
 - (1) 法第11条の登録をしたとき
 - (2) 法<u>第15条第2項の</u>変更登録をしたとき
 - (3) 法<u>第19条第1項</u>の規定による登録の<u>取消し</u>を したとき
 - (4) 法第20条第2項の規定による登録の抹消をし
 - (5) 法第31条第1項の規定による指定をしたとき
 - (6) 法第31条第2項の規定による指定の取消しを したとき

(博物館に相当する施設の指定の申請)

- 第9条 博物館法施行規則 (昭和30年文部省令第24 号。以下「省令」という。) 第23条第1項の指定申 請書は、別記第6号様式により、教育委員会に提出 しなければならない。
- 2 省令第24条第1項第2号から第4号までに規定す る教育委員会の定める基準は、別表のとおりとす る。この場合において、別表体制の項及び施設及び 設備の項中「博物館資料」とあるのは「資料」と、 体制の項中「博物館を」とあるのは「法第31条第1 項の規定による指定を受けた施設(以下「指定施 設」という。)を」と、職員の項及び施設及び設備 の項中「博物館の」とあるのは「指定施設の」と、 職員の項中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当す <u>る職員」と、施設及び設備の項</u>中「博物館を」とあ るのは「指定施設を」とする。

別表(第4条関係)

項目	基準
体制	1 博物館資料の収集、保管及び展
	示(インターネットの利用その他
	の方法により博物館資料に係る電
	磁的記録を公開することを含む。
	第4号及び施設及び設備の項第1
	号において同じ。) 並びに博物館

(博物館の廃止)

第7条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の 第4条 法第15条第1項の規定による博物館の廃止の 届は、別記第5号様式により、教育委員会に提出し なければならない。

(公示)

- その都度鳥取県公報により公示するものとする。
- (1) 法第10条の規定による登録をしたとき
- (2) 法<u>第13条第2項の規定による</u>変更登録をした とき
- (3) 法<u>第14条第1項</u>の規定による登録の<u>取消</u>をし たとき
 - (4) 法第15条第2項の規定による登録をまつ消し たとき

資料に関する調査研究の実施に関 する基本的運営方針(以下「基本 的運営方針」という。)を策定 し、当該方針を公表するととも に、当該方針に基づき、相当の公 益性をもつて博物館を運営する体 制を整備していること。

- 2 基本的運営方針に基づく博物館 資料の収集及び管理の方針を定 め、当該方針に基づき、博物館資 料を体系的に収集する体制を整備 していること。
- 3 前号に規定する博物館資料の収 集及び管理の方針に基づき所蔵す る博物館資料の目録を作成し、当 該博物館資料を適切に管理し、及 び活用しうる体制を整備している こと。
- 4 一般公衆に対して、所蔵する博 物館資料の展示を行い、又は特定 の主題に基づき、所蔵する博物館 資料若しくは借用した博物館資料 による展示を行う体制を整備して いること。
- 5 単独で、又は他の博物館若しく は法第3条第1項第12号に掲げる 学術若しくは文化に関する諸施設 と共同で、博物館資料に関する調 査研究を行い、その成果を活用す る体制を整備していること。
- 6 博物館資料を用いた学習機会の 提供、利用者に対する博物館資料 の説明その他の教育活動を行う体 制を整備していること。
- 7 法第7条に規定する研修その他 の研修に職員が参加する機会が確 保されていること。

職員

- 1 基本的運営方針に基づいて博物 館の管理運営を行うことができる 館長が置かれていること。
- 2 学芸員が置かれていること。
- 3 基本的運営方針に基づく博物館 の運営に必要な職員が置かれてい ること。

施 設 及 1 博物館資料の収集、保管及び展

び設備

示並びに博物館資料に関する調査 研究を安定的かつ継続的に行うこ とができる施設及び設備が整備さ れていること。

- 2 防災及び防犯のために必要な施 設及び設備を有していること。
- 3 博物館の規模及び展示内容に応 じ、利用者の安全及び利便性の確 保のために必要な配慮がなされて いること。
- 4 高齢者、障がい者、妊娠中の 者、日本語を理解できない者その 他博物館を利用する上での困難を 有する者が博物館を円滑に利用す るための配慮がなされているこ

第2条 博物館の登録に関する規則の一部を次のように改正する。 別記第1号様式から別記第5号様式までを次のように改める。 別記第1号様式

博物館登録原簿

登録番号

登録(変更)年月日	設置者の所在地	設置者の住所	博物館の名称	博物館の所在地	備考

備考

- 1 設置者の住所の欄は、公立博物館にあっては記入は不要とする。
- 2 登録事項に変更があった場合は変更年月日と変更した事項のみ記載すること。

別記第2号様式

博物館登録申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

設置者 氏名

博物館法第12条の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

1 設置者の名称

- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 添付書類
 - (1) 博物館の設置に関する条例又は登記事項証明書の写し
 - (2) 館則の写し
 - (3) 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
 - (4) 当該年度における事業計画書及び予算書又は収支の見積に関する書類
 - (5) 博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面
 - (6) その他法第13条第1項各号のいずれにも該当することを証する書類

備考 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録し たディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。

別記第3号様式

博物館登録申請書変更届

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

設置者 氏名

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更する事項の内容
- (1) 変更年月日
- (2) 変更事項
- 2 変更の理由

別記第4号様式

博物館定期報告書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

設置者 氏名

博物館法第16条の規定により、 年 月 日時点の当館の運営の状況について下記の事項を添えて報告しま す。

記

- 1 当該年度の運営状況を示す書面
- 2 当該年度の事業概要を示す書面
- 3 当該年度新たに整備し、又は廃止した博物館資料の目録

別記第5号様式

博物館廃止届

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

設置者 氏名

博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 登録番号
- 6 廃止年月日
- 7 廃止の理由
- 8 廃止後の処置

別記第5号様式の次に次の1様式を加える。 別記第6号様式

指定申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名

博物館法第31条の規定により、下記施設を博物館に相当する施設として指定されるよう関係書類を添えて申 請します。

記

1 設置者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

- 2 設置者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- 3 設立年月日
- 4 施設の名称
- 5 施設の所在地
- 6 添付書類
 - (1) 当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定 めたものの内容がわかる書類
 - (2) 博物館法施行規則第24条第1項各号のいずれにも該当することを証する書類
- 備考 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録し たディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。

附則

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和5年3月24日

> 樹 鳥取県教育委員会教育長 足 77 英

教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務部局職員の任免発令規程(昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正す

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(任免の発令の方法)

第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令|第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令 書又は第2号様式による昇給(昇格)・給与決定通 知書を職員に交付して行う。ただし、次の各号に掲 げる発令については、それぞれ当該各号に定める方 法をもってこれに代えることができる。

(1) • (2) 略

(3) 昇任(職員の定年等に関する条例(昭和59年 鳥取県条例第1号) 第4条第1項の規定により引 き続いて勤務している職員(以下「勤務延長職 員」という。)、地方公務員法(昭和25年法律第 261号) 第22条の4第1項若しくは第22条の5第 1項の規定により採用された職員(以下「定年前 再任用短時間勤務職員」という。)又は地方公務 員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63 号。以下「令和3年改正法」という。) 附則第4 条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3 年改正法附則第9条第3項の規定により読み替え て適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは 第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの 規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定に より読み替えて適用する場合を含む。) 若しくは 第7条第1項若しくは第3項の規定(以下これら の規定を「暫定再任用関係規定」という。) によ り採用された職員(以下「暫定再任用職員」とい う。) が期限又は任期の定めのない職員となる場 合に併せて行われるものを除く。)、配置換(前2 号に掲げるもの及び勤務延長職員、定年前再任用 短時間勤務職員又は暫定再任用職員が期限又は任 期の定めのない職員となる場合に併せて行われる ものを除く。)、転任、出向、転職、職名変更(第 1号に掲げるものを除く。)、兼職(前号に掲げる (任免の発令の方法)

書又は第2号様式による昇給(昇格)・給与決定通 知書を職員に交付して行う。ただし、次の各号に掲 げる発令については、それぞれ当該各号に定める方 法をもってこれに代えることができる。

(1) • (2) 略

(3) 昇任(職員の定年等に関する条例(昭和59年 鳥取県条例第1号) 第4条第1項の規定により引 き続いて勤務している職員(以下「勤務延長職 員」という。) 又は地方公務員法 (昭和25年法律 第261号) 第28条の4第1項、第28条の5第1項 若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定 により採用された職員(以下「再任用職員」とい う。) が期限又は任期の定めのない職員となる場 合に併せて行われるものを除く。)、配置換(前2 号に掲げるもの及び勤務延長職員又は再任用職員 が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併 せて行われるものを除く。)、転任、出向、転職、 職名変更 (第1号に掲げるものを除く。)、兼職 (前号に掲げるものを除く。)、兼務(前号に掲げ るものを除く。)、事務取扱、兼職解除若しくは兼 務解除(前号に掲げるものを除く。)、事務取扱解 除、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令電磁 的方法(電子情報処理組織を使用する方法であっ て、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使 用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を 通じて送信することにより行うものをいう。)に よる伝達

ものを除く。)、兼務(前号に掲げるものを除 く。)、事務取扱、兼職解除若しくは兼務解除(前 号に掲げるものを除く。)、事務取扱解除、昇給、 昇格、降格又は給与決定の発令 電磁的方法 (電 子情報処理組織を使用する方法であって、送信者 の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電 子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信 することにより行うものをいう。)による伝達

別表 (第3条関係)

職員の任免の発令 の形式

- 第1 一般職の職員(第 2及び第3に掲げる職 員を除く。) の場合
 - 1 採用(現に職員で ない者を職員の職 (以下「職」とい う。) に任用する場 合。ただし、地方公 務員法第22条の4第 1 項若しくは第22条 の5第1項の規定又 は暫定再任用関係規 定により採用する場 合を除く。)

命する

……職……級に決定 ○任期付研究員の採用等 する

- 鳥取県(ア)……に任 (ア) 職員の種類の別と する。
 - に関する条例(平成13 年鳥取県条例第4号) 第4条の規定により採 用される職員(以下 「任期付研究員」とい う。) 及び任期付職員 の採用等に関する条例 (平成14年鳥取県条例 第67号) 第2条第1項 の規定により採用され る職員(以下「特定任 期付職員」という。) を採用する場合を除

……号給を給する

……勤務を命ずる

○所属課所の長への採用

別表 (第3条関係)

職員の任免の発令 の形式

第1 一般職の職員(第 2及び第3に掲げる職 員を除く。) の場合

1 採用(現に職員で ない者を職員の職 (以下「職」とい う。) に任用する場 合。ただし、地方公 務員法第28条の4第 1項、第28条の5第 1項又は第28条の6 第1項若しくは第2 項の規定により採用 する場合を除く。)

命する

する

- 鳥取県(ア)……に任 (ア) 職員の種類の別と する。
- ……職……級に決定 ○任期付研究員の採用等 に関する条例(平成13 年鳥取県条例第4号) 第4条の規定により採 用される職員(以下 「任期付研究員」とい う。) 及び任期付職員 の採用等に関する条例 (平成14年鳥取県条例 第67号) 第2条第1項 の規定により採用され る職員(以下「特定任 期付職員」という。) を採用する場合を除 <。

……号給を給する ……勤務を命ずる

○所属課所の長への採用

(イ)……を命ずる までとする

の場合を除く。

- (イ) 職名とする。
- 任期は…年…月…日 ○任期付研究員、地方公 務員の育児休業等に関 する法律(平成3年法 律第110号)第6条第 1項(第1号に限 る。) 又は第18条第1 項の規定により採用さ れる職員(以下「育児 休業等任期付職員」と いう。)、特定任期付職 員、任期付職員の採用 等に関する条例第2条 第2項の規定により採 用される職員(以下 「一般任期付職員」と いう。) 又は同条例第 3条若しくは第4条の 規定により採用される 職員(以下「任期付職 員」という。)を採用 する場合に限る。

......時間とする

1週間の勤務時間は ○任期付職員の採用等に 関する条例第4条の規 定により採用される職 員(以下「任期付短時 間勤務職員」とい う。) 又は地方公務員 の育児休業等に関する 法律第18条第1項の規 定により採用される職 員(以下「育児短時間 勤務に伴う短時間勤務 職員 | という。) の1 週間の勤務時間を定め る場合に限る。

2 昇任 (現に有する 職より上位の職を命 ずる場合)

鳥取県……に任命す

……勤務を命ずる

- ○職員の種類を異動させ る場合に限る。
- ○所属課所を変更する場 合に限る。ただし、所 属課所の長への昇任の

(イ)……を命ずる までとする

1週間の勤務時間は ○任期付職員の採用等に時間とする

関する条例第4条の規 定により採用される職 員(以下「任期付短時 間勤務職員」とい う。) 又は地方公務員 の育児休業等に関する 法律第18条第1項の規 定により採用される職 員(以下「育児短時間 勤務に伴う短時間勤務 職員」という。)の1

2 昇任 (現に有する 職より上位の職を命 ずる場合)

鳥取県……に任命す

……勤務を命ずる

の場合を除く。

- (イ) 職名とする。
- 任期は…年…月…日 ○任期付研究員、地方公 務員の育児休業等に関 する法律(平成3年法 律第110号)第6条第 1項(第1号に限 る。) 又は第18条第1 項の規定により採用さ れる職員(以下「育児 休業等任期付職員」と いう。)、特定任期付職 員、任期付職員の採用 等に関する条例第2条 第2項の規定により採 用される職員(以下 「一般任期付職員」と いう。) 又は同条例第 3条若しくは第4条の 規定により採用される 職員(以下「任期付職 員」という。)を採用 する場合に限る。

○職員の種類を異動させ る場合に限る。

週間の勤務時間を定め

る場合に限る。

○所属課所を変更する場 合に限る。ただし、所 属課所の長への昇任の

	場合を除く。		場合を除く。
を命ずる		を命ずる	
期限(任期)の定め	○勤務延長職員 <u>、定年前</u>	期限(任期)の定め	○勤務延長職員又は <u>再任</u>
のない職員となる	再任用短時間勤務職員	のない職員となる	用職員が期限又は任期の実体のない際景はな
	又は <u>暫定再任用職員</u> が 期限又は任期の定めの		の定めのない職員とな る場合に限る。
	対限又は任期の足のの ない職員となる場合に		る場合に限る。
	限る。		
3 降任(現に有する		3 降任(現に有する	
職より下位の職を命		職より下位の職を命	
ずる場合)		ずる場合)	
鳥取県に任命す	○職員の種類を異動させ	鳥取県に任命す	○職員の種類を異動させ
る	る場合に限る。	る	る場合に限る。
勤務を命ずる	○所属課所を変更する場	勤務を命ずる	○所属課所を変更する場
	合に限る。ただし、所		合に限る。ただし、所
	属課所の長への降任の		属課所の長への降任の
	場合を除く。		場合を除く。
を命ずる		を命ずる	
期限(任期)の定め	○勤務延長職員 <u>、定年前</u>	期限(任期)の定め	○勤務延長職員又は <u>再任</u>
のない職員となる	再任用短時間勤務職員	のない職員となる	用職員が期限又は任期の実めのない際長とな
	又は <u>暫定再任用職員</u> が 期限又は任期の定めの		の定めのない職員とな る場合に限る。
	ない職員となる場合に		る物口に取る。
	限る。		
4 配置換(昇任及び		4 配置換え(昇任及	
降任以外の方法で、		び降任以外の方法	
所属課所の変更又は		で、所部課所の変更	
同種と認められる他		又は同種と認められ	
の職を命ずる場合。		る他の職を命ずる場	
ただし、単に職名を		合。ただし、単に職	
変更する場合を除		名を変更する場合を	
<.)		除く。)	
鳥取県に任命す	○職員の種類を異動させ	鳥取県に任命す	○職員の種類を異動させ
お数なみがる	る場合に限る。 ○所属課所を変更する場	る 勤務を命ずる	る場合に限る。
勤務を命ずる	合に限る。ただし、所	勤務を抑りる	○所属課所を変更する場 合に限る。ただし、所
	属課所の長への配置換		属課所の長への配置換
	の場合を除く。		<u>え</u> の場合を除く。
を命ずる	○職名を変更する場合及	を命ずる	○職名を変更する場合及
	び課長又はこれに相当	, , _	び課長又はこれに相当
	する職以上の職員を <u>配</u>		する職以上の職員を <u>配</u>
	置換する場合に限る。		置換えする場合に限
			る。
期限(任期)の定め	○勤務延長職員 <u>、定年前</u>	期限(任期)の定め	○勤務延長職員又は <u>再任</u>
のない職員となる	再任用短時間勤務職員	のない職員となる	<u>用職員</u> が期限又は任期

令和5年3月24日 金曜日 鳥 取 県 公 報 限る。 1週間の勤務時間は ○定年前再任用短時間勤 ……時間とする 週間の勤務時間を変更 する場合に限る。

又は暫定再任用職員が 期限又は任期の定めの ない職員となる場合に

務職員、暫定再任用短

時間勤務職員(暫定再 任用職員のうち地方公 務員法第22条の4第1 項に規定する短時間勤 務の職を占めるものを いう。以下同じ。)、任 期付短時間勤務職員又 は育児短時間勤務に伴 う短時間勤務職員の1

の定めのない職員とな る場合に限る。

……時間とする

1週間の勤務時間は ○地方公務員法第28条の 5 第 1 項若しくは第28 条の6第2項の規定に より採用された職員 (以下「再任用短時間 勤務職員」という。)、 任期付短時間勤務職員 又は育児短時間勤務に 伴う短時間勤務職員の 1週間の勤務時間を変 更する場合に限る。

5~41 略

42 定年前再任用 (地 方公務員法第22条の 4第1項又は第22条 の5第1項の規定に より採用する場合) 又は暫定再任用(暫 定再任用関係規定に より採用する場合)

任用する

鳥取県…に暫定再任 ○暫定再任用の場合 用する

……職……級に決定 する

職員の給与に関する ○定年前再任用の場合 条例第4条第11項の 規定により算定した 給料月額を給する

等に伴う関係条例の 整備に関する条例附 則第13条の規定によ り算定した給料月額 を給する

等に伴う関係条例の 整備に関する条例附

鳥取県…に定年前再 ○定年前再任用の場合

職員の定年の引上げ□○暫定再任用(地方公務 員法第22条の4第1項 に規定する短時間勤務 の職を占める職員とし ての採用を除く。)の 場合

職員の定年の引上げ ○暫定再任用(地方公務 員法第22条の4第1項 に規定する短時間勤務 5~41 略

42 再任用 (地方公務 員法第28条の4第1 項、第28条の5第1 項又は第28条の6第 1項若しくは第2項 の規定により採用す る場合)

鳥取県…に再任用す る

……職……級に決定 する

則第15条の規定により算定した給料月額を給する・・・・・・勤務を命ずる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の職を占める職員としての採用に限る。)の場合 ○所属課所の長への定年前再任用又は暫定再任用の場合を除く。 ○定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を定める場合に限る。	勤務を命ずる を命ずる 任期は…年…月…日 までとする 1週間の勤務時間は 時間とする	○所属課所の長への <u>再任</u> <u>用</u> の場合を除く。 ○ <u>再任用短時間勤務職員</u> の1週間の勤務時間を 定める場合に限る。
43 任期更新		43 任期更新	
暫定再任用の任期を	○令和3年改正法附則第	再任用の任期を…年	○地方公務員法第28条の
<u>・・・・年・・・月・・・日まで更</u>	4条第3項(令和3年	<u>- 17 日 </u>	4第2項の規定又は同
新する	改正法附則第5条第5	る	法第28条の5第2項
	項、第6条第3項又は		(同法第28条の6第3
	第7条第5項において		<u>項</u> において準用する場
	準用する場合を含		合を含む。) の規定に
	む。)の規定により <u>暫</u>		より <u>再任用</u> の任期を更
	<u>定再任用</u> の任期を更新		新する場合に限る。
	する場合に限る。		
任期付研究員の任期	○地方公共団体の一般職	任期付研究員の任期	○地方公共団体の一般職
を…年…月…日まで	の任期付研究員の採用	を…年…月…日まで	の任期付研究員の採用
更新する	等に関する法律(平成	更新する	等に関する法律(平成
	12年法律第51号) 第 5		12年法律第51号) 第 5
	条第1項の規定により		条第1項の規定により
	任期付研究員の任期を		任期付研究員の任期を
	更新する場合に限る。		更新する場合に限る。
育児休業等任期付職	○地方公務員の育児休業	育児休業等任期付職	○地方公務員の育児休業
員の任期を…年…月	等に関する法律第6条	員の任期を…年…月	等に関する法律第6条
…日まで更新する	第3項又は第18条第3	…日まで更新する	第3項又は第18条第3
	項の規定により育児休		項の規定により育児休
	業等任期付職員の任期		業等任期付職員の任期
	を更新する場合に限る。		を更新する場合に限る。
特定任期付職員の任 特定任期付職員の任	る。 ○地方公共団体の一般職	特定任期付職員の任	○地方公共団体の一般職
期を…年…月…日ま	の任期付職員の採用に	期を…年…月…日ま	の任期付職員の採用に
で更新する	関する法律(平成14年	で更新する	関する法律(平成14年
	法律第48号)第7条第		法律第48号)第7条第
	1項の規定により特定		1項の規定により特定
	任期付職員の任期を更		任期付職員の任期を更
	新する場合に限る。		新する場合に限る。
l	WITH WALLEY OF		WITH BUNDO

期を…年…月…日ま で更新する

一般任期付職員の任 ○地方公共団体の一般職 の任期付職員の採用に 関する法律第7条第1 項の規定により一般任 期付職員の任期を更新 する場合に限る。

任期付職員の任期を …年…月…日まで更 新する

○地方公共団体の一般職 の任期付職員の採用に 関する法律第7条第2 項の規定により任期付 職員の任期を更新する 場合に限る。

44 任期満了退職

定再任用の任期の満 了による退職

務職員又は暫定再任用 職員が任期の満了によ り退職する場合に限 る。

任期付研究員の任期 の満了による退職

員の任期の満了によ る退職

特定任期付職員の任 ○特定任期付職員が任期 期の満了による退職

期の満了による退職

任期付職員の任期の 満了による退職

45~55 略

56 昇格 (職務の級を 現に属する職務の級 より上位の職務の級 に変更する場合)

……職…級に決定す

条例第4条第11項の 規定により算定した 給料月額を給する

定年前再任用又は暫 ○定年前再任用短時間勤

○任期付研究員が任期の 満了により退職する場 合に限る。

- 育児休業等任期付職│○育児休業等任期付職員 が任期の満了により退 職する場合に限る。
 - の満了により退職する 場合に限る。
- 一般任期付職員の任 ○一般任期付職員が任期 の満了により退職する 場合に限る。
 - ○任期付職員が任期の満 了により退職する場合 に限る。

職員の給与に関する ○定年前再任用短時間勤 務職員の昇格の場合に 限る。

職員の定年の引上げ○暫定再任用職員(暫定

一般任期付職員の任 ○地方公共団体の一般職 期を…年…月…日ま で更新する

任期付職員の任期を …年…月…日まで更 新する

44 任期満了退職

による退職

の満了による退職

員の任期の満了によ る退職

期の満了による退職

期の満了による退職

満了による退職

45~55 略

56 昇格 (職務の級を 現に属する職務の級 より上位の職務の級 に変更する場合) ……職…級に決定す

の任期付職員の採用に 関する法律第7条第1 項の規定により一般任 期付職員の任期を更新

する場合に限る。

○地方公共団体の一般職 の任期付職員の採用に 関する法律第7条第2 項の規定により任期付 職員の任期を更新する 場合に限る。

再任用の任期の満了 ○再任用職員が任期の満 了により退職する場合 に限る。

任期付研究員の任期 ○任期付研究員が任期の 満了により退職する場 合に限る。

- 育児休業等任期付職 ○育児休業等任期付職員 が任期の満了により退 職する場合に限る。
- 特定任期付職員の任 ○特定任期付職員が任期 の満了により退職する 場合に限る。
- 一般任期付職員の任 ○一般任期付職員が任期 の満了により退職する 場合に限る。
- 任期付職員の任期の ○任期付職員が任期の満 了により退職する場合 に限る。

			I
等に伴う関係条例の	再任用短時間勤務職員		
整備に関する条例附	を除く。)の昇格の場		
則第13条の規定によ	<u>合に限る。</u>		
り算定した給料月額			
<u>を給する</u>			
職員の定年の引上げ	<u>○暫定再任用短時間勤務</u>		
等に伴う関係条例の	職員の昇格の場合に限		
整備に関する条例附	<u>る。</u>		
則第15条の規定によ			
り算定した給料月額			
を給する			
号給を給する	○定年前再任用短時間勤	号給を給する	○ <u>再任用職員</u> の昇格の場
	務職員又は暫定再任用		合を除く。
	職員の昇格の場合を除		
	<.		
57 降格(職務の級を		57 降格(職務の級を	
現に属する職務の級		現に属する職務の級	
より下位の職務の級		より下位の職務の級	
に変更する場合)		に変更する場合)	
職級に決定		職級に決定	
する		する	
職員の給与に関する	○定年前再任用短時間勤		
条例第4条第11項の	務職員の降格の場合に		
規定により算定した	限る <u>。</u>		
給料月額を給する			
職員の定年の引上げ	○暫定再任用職員(暫定		
等に伴う関係条例の	再任用短時間勤務職員		
整備に関する条例附	を除く。) の降格の場		
則第13条の規定によ	合に限る。		
り算定した給料月額			
<u>を給する</u>			
職員の定年の引上げ	○暫定再任用短時間勤務		
等に伴う関係条例の	職員の降格の場合に限		
整備に関する条例附	<u>る。</u>		
<u>則第15条の規定によ</u>			
り算定した給料月額			
<u>を給する</u>			
号給を給する	○定年前再任用短時間勤	号給を給する	○再任用職員の降格の場
	務職員又は暫定再任用		合を除く。
	<u>職員</u> の降格の場合を除		
	<。		
58・59 略		58・59 略	
第2~第4 略		第2~第4 略	

附 則

鳥取県教育委員会訓令第2号

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員服務規程(平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(交通法規の遵守等)	(交通法規の遵守等)
第5条の2 略	第5条の2 略
2 職員は、国内で自転車に乗車するときは、乗車	2 職員は、県内で自転車に乗車するときは、乗車
用ヘルメットを着用するよう努めなければならな	用ヘルメットを着用するよう努めなければならな
٧٠ _°	٧١°

附則

鳥取県教育委員会訓令第3号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程(平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後						改正前						
表第1(第: 1 略 2 教育総系	3条、第4条、第7 	条、领	第8彡	条関係	종)		表第1(第 1 略 2 教育総統	3条、第4条、第7 	条、賃	第8多		()
	事項	事剂	务処理	里権队	艮の			事項	事系	务処理	里権队	見の
		区分	}						区分	}		
種類	内容	教	専	決権	者		種類	内容	教	専	決権	者
		育	教	次	課				育	教	次	課
		委	育	長	長				委	育	長	長
		員	長		等				員	長		等
		会							会			
一 地方	1 同法第17条						一 地方	1 同法第17条				
公務員	の規定による						公務員	の規定による				
法に関	職員の任命						法に関	職員の任命				
する事	(1) 略						する事	(1) 略				
務(事	(2) 管理職		0				務(事	(2) 管理職		0		
務部局	員以外の職						務部局	員以外の職				
職員に	員に係るも						職員に	員に係るも				
係るも	\mathcal{O}						係るも	\mathcal{O}				
のに限	2 同法第22条				0		のに限					
る。)	の4第1項の						る。)					
	規定による定											
	年前再任用短											
	時間勤務職員											
	の採用											
	3 略							2 略				
	4 略							<u>3</u> 略				
	<u>5</u> 略							<u>4</u> 略				
	<u>6</u> 同法 <u>第28条</u>		0					<u></u> 同法 <u>第28条</u>		0		
	<u>の2第1項</u> の							<u>の</u> 4第1項、)		
	規定による管							第28条の5第				
	理監督職勤務							<u> </u>				
	上限年齢に達							<u> </u>				
	している職員							<u></u> 若しくは第 2				
	の降任又は転							<u>項</u> の規定によ				

	<u>任</u>						る <u>定年退職</u> 者	<u> </u>			
							等の再任用				
	<u>7</u> 略						<u>6</u> 略				
	<u>8</u> 略						<u>7</u> 略				
	<u>9</u> 略						<u>8</u> 略				
	<u>10</u> 1から <u>9</u> ま						<u>9</u> 1から <u>8</u> ま				
	でに掲げるも						でに掲げるも)			
	ののほか						ののほか				
	(1)・(2) 略						(1) • (2)	略			
	(3) 軽易な			\circ			(3) 軽易な				0
	もの						もの				
二 地方	1 令和3年改			\circ							
公務員	正法附則第4										
法の一	条第1項若し										
部を改	くは第2項又										
正する	は第6条第1										
法 律	項若しくは第										
(令和	2項(これら										
3年法	の規定を令和										
律第63	3年改正法附										
号。以	則第9条第3										
下「令	項の規定によ										
和3年	り読み替えて										
改正	適用する場合										
法」と	を含む。)の規										
V >	定による定年										
う。)	退職者等の採										
に関す	用										
る事務											
(事務											
部局職											
員に係											
るもの											
に限											
る。)											
<u>三</u> 略						<u>二</u> 略					
四 略						<u>三</u> 略					
<u>五</u> 略						四 略					
<u>六</u> 略						五 略					
<u>七</u> 略						<u>六</u> 略					
<u>八</u> 略						七 略					
3 教育人	材開発課					3 教育	人材開発課				
	事項	事務処理	里権队	艮の			事項	事	務処理	里権队	艮の
		区分						区约	分		

育 教 次 課 委 育 長 長 員 長 長 員 長 長 員 長 長 員 長 長 員 長 長 員 長 会 目 長 長 員 長 会 目 長 毎 長 長 長 員 会 回 任 1 地方公務員法 免、服 に基づく事務 務及び のうち次に掲 好る事務 に関す (1) 同法第 る事務 に関す (1) 同法第 る事務 に関す による職員 付立学 (市町 による職員 村立学 (市町村立 による職員 村立学 (市町村立 による職員 カー・	教育長	次 長
員長会 等 一任1 地方公務員法 免、服 に基づく事務 務及び のうち次に掲 昇給等 げる事務 一任1 地方公務員法 免、服 に基づく事務 務及び のうち次に掲 昇給等 げる事務 に関す (1) 同法第 る事務 17条の規定 (市町 による職員 に関す (1) 同法第 る事務 17条の規定 (市町 による職員		長
会 一任 1 地方公務員法 免、服 に基づく事務 免、服 に基づく事務 務及び のうち次に掲 療及び のうち次に掲 昇給等 げる事務 に関す (1) 同法第 る事務 17条の規定 (市町 による職員	長	
一任 1 地方公務員法 免、服 に基づく事務 務及び のうち次に掲 昇給等 げる事務 に関す (1) 同法第 る事務 17条の規定 (市町 による職員 - 任 1 地方公務員法 免、服 店基づく事務 務及び のうち次に掲 昇給等 げる事務 に関す (1) 同法第 る事務 17条の規定 (市町 による職員		
免、服に基づく事務免、服に基づく事務務及びのうち次に掲務及びのうち次に掲昇給等げる事務月給等げる事務に関す(1) 同法第に関す(1) 同法第る事務17条の規定(市町による職員		
務及び 昇給等 に関す (1) 同法第 る事務務及び 月給等 に関す (1) 同法第 る事務 (市町 による職員務及び に関す に関す (1) 同法第 る事務 (市町 による職員		
昇給等げる事務昇給等げる事務に関す(1) 同法第に関す(1) 同法第る事務17条の規定(市町による職員		
に関す (1) 同法第 る事務 17条の規定 (市町 による職員 に関す (1) 同法第 る事務 17条の規定 (市町 による職員		
る事務 17条の規定 (市町 による職員 による職員		
(市町 による職員 (市町 による職員		
TO SO THAT		
村立学 (市町村立 村立学 (市町村立		
······································		
校及び 学校の会計 校及び 学校の会計		
県立学 年度任用職 県立学 年度任用職		
校の教員及び臨時 校の教員及び臨時		
職員的任用職員 職員 的任用職員		
(以下 並びに県が (以下 並びに県が		
「学校 任用する外 「学校 任用する外		
教 職 国語指導助 教 職 国語指導助		
員」と 手を除く。) 員」と 手を除く。)		
い の任命		
う。) ア略 う。) ア略	1	1 1
に係る イ 管理職 ○ に係る イ 管理職		
ものに		
限 職員に係 限 職員に係		
る。) るもの		
(2) 同法第		
22条の4第		
1項の規定		
による定年		
前再任用短		
時間勤務職		
員の採用		
(3) 略 (2) 略		1
(4) 略 (3) 略		
(5) 略 (4) 略		
(6) 同法第 (5) 同法第		
28条の 2 第 28条の 4 第		
1 項の規定 1 項、第28		
による管理		
監督職勤務 項又は第28		
上限年齢に 条の6第1		
達している 項若しくは	1	1

	ı			ı İ	11	I				i i	ı
職員の降任							Ĵ	第2項の規			
又は転任							į	定による定			
(7) 同法第		0					4	年退職者等			
28条の5第							(の再任用			
3項の規定											
による異動											
期間の延長											
の決定、勤											
務の命令又											
は降任若し											
くは転任及											
び同条第4											
項の規定に											
よる異動期											
間の延長の											
決定											
(8) 略		•	•				(6	<u>s)</u> 略			
(9) 略							(7	7) 略			
(10) 同法第				0			(8	3) 同法第			0
55条の2の							:	55条の2の			
規定による							5	規定による			
職員に対す							J	職員に対す			
る職員団体								る職員団体			
の業務に専								の業務に専			
ら従事する								ら従事する			
ことの許可								ことの許可			
2 令和3年改				0							
正法附則第4)							
条第1項若し											
くは第2項又											
は第6条第1											
項若しくは第											
2項(これら											
の規定を令和											
3年改正法附											
則第9条第3											
項の規定によ											
り読み替えて											
適用する場合											
を含む。)の規											
定による定年											
退職者等の採											
用											
3 略							2	略			

	-	
	4 地方公務員	
	の育児休業等	
	に関する法律	
	に基づく事務	
	のうち次に掲	
	げる事務	
	(1)~(5) 略	
	(6) 同法第	0
	12条におい	
	て準用する	
	同法第5条	
	第2項の規	
	定による育	
	児短時間勤	
	務の承認の	
	取消し	
略	МП	
四その	1 職員の昇給	
他の業	等の決定及び	
務に関	給料の補正等	
する事	小口1寸 ♥2/冊 11. 寸	
務	2 会計年度任	
495		
	用職員及び臨	
	時的任用職員の公告の決定	
	の給与の決定	
	略	<u> </u>
	۳LI	

4~8 略

9 各教育局

	事項	事務処理権限の						
		区分	}					
種類	内容	教	専	決権	者			
		育	教	次	課			
		委	育	長	長			
		員	長		等			
		会						

	3 地方公務員	
	の育児休業等	
	に関する法律	
	に基づく事務	
	のうち次に掲	
	げる事務	
	(1)~(5) 略	
	(6) 同法第	0
	12条におい	
	て準用する	
	同法第5条	
	第2項の規	
	定による育	
	児短時間勤	
	務の承認の	
	取消し	
	4 教育職給料	\circ
	表の適用を受	
	ける職員の昇	
	給等の決定及	
	び給料の補正	
	等	
·	略	
略		
四 その	1 事務部局職	\circ
他の業	<u>員</u> の昇給等の	
務に関	決定及び給料	
する事	の補正等	
務	2 事務部局職	\circ
	<u>員のうち</u> 会計	
	年度任用職員	
	及び臨時的任	
	用職員の給与	
	の決定	
	略	
4 - O III/7		

4~8 略

9 各教育局

	事項	事	务処理	里権队	艮の
		区分	}		
種類	内容	教	専	決権	者
		育	教	次	課
		委	育	長	長
		員	長		等
		会			

i	1 1			I	ı	1 _		1		1 1	1	
	一 任命	1 市町村立学				0		一 任命	1 市町村立学			\circ
	等に関	校の臨時的任						等に関	校の臨時的任			
	する事	用職員の任免						する事	用職員の任免			
	務							務	及び給与の決			
									<u>定</u>			
		略							略			

附則